

取引先各位

2020年5月6日  
インプルーブ株式会社

## 派遣社員への休業要請に伴う対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、コロナ禍による緊急事態宣言に伴い、全国的に経済は疲弊し、お取引先様及び当社も困難な状況が続いております。その中で近い将来を見据え、派遣契約を解除する事無く、休業手当を支払ってでも何とか雇用を維持したいと考えられているお取引先様も多くおられ、この事によりお取引先様の負担が増大している現状を少しでも支援する事が本当の意味でのパートナーシップ関係であり、当社の掲げる理念の実践だと心得ます。

現在、従業員を休業させる事で雇用主は雇用調整助成金（以下、助成金という）を申請可能であり、労働者派遣の場合、派遣社員の雇用主は派遣会社である事から、助成金の申請及び受給の権利は派遣会社にあります。しかし契約も然る事ながら派遣社員の事を考え、契約通りに休業手当の支払いを行って頂いているお取引先様の負担を少しでも軽減する為、この度、受給した助成金の一部を割戻し対応致します。

先般、お取引先様から休業手当を頂戴しておりますが、派遣社員の社会保険料の支払いは直ぐには減額出来ず、社会保険料の満額支払いにより逆ざや状態にあるお取引もあります。また現段階では助成金を申請するにあたり非常に複雑で面倒な申請手続きとなっており、助成金の申請自体に相当な労力を要す事から、休業社員を維持させる為の正当な維持費を差し引いた上で且つ、**実際に当社に助成金の受給がなされた事を条件**に後日、助成金の一部を割戻しさせていただきます。

### **助成金割戻し対象事業所：派遣社員を休業させている派遣先事業所**

※契約通りに休業手当の支払いをして頂いている派遣先事業所を対象と致します。

※割戻し率に関しましては、実際の受給率を鑑み、検討させていただきます。

ご不明な点などございましたら当社営業担当までお問合せ下さい。

敬具